

令和4年10月26日(水)



飯山市農業委員会議事録

令和4年10月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和4年10月26日(水) 午後13時30分 開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 11番 沼田 浩子 委員
議席番号 12番 佐藤 弘子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第3号 農地形状変更届の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について



別紙

出欠	議席番号	氏名	住所	備考
欠席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	<p>お疲れ様です。10月と思えないくらい急に寒くなりました。体調管理に気を付けていただければと思います。ただいまより10月の農業委員会総会を始めさせていただきます。それでは会長挨拶。松永会長お願いいいたします。</p>
会長	<p>皆さん大変ご苦労様でございます。過日選挙ということで○○さん上位の方で無事に当選できました。おめでとうございました。活躍を期待しております。また市長も今までの継承ではなく変革を求める市民の声が多かつたということで○○さんが当選されました。どういう変化を求めた市民に対して、どういうふうに応えていかれるかというところです。12月頃早速市長と懇談会を行って、農業を抱えている問題等をお話させていただいて今後の政策に生かしていただきたく計画したいと思っております。よろしくお願いいいたします。</p> <p>前回9月の農政部との懇談会で、肥料の高騰対策について要請をしたという話をしました。その結果というわけではなく、前から考えていたということでございますが、県も肥料に対しては上乗せ補助を行うことで、予算処置ができたということで報告を受けました。2億2700万円肥料の関係については県費で出すということですが、コロナ対策の臨時交付金で100%国からくるようです。いずれにしても、国の事業に対して県で上乗せをするということです。一般的な高騰対策として国は7割ということでお話をしておりましたが、1割を加算して8割の補填をすることになりました。</p> <p>それから有機栽培環境にやさしい農業への誘導ということで、国は7割とありましたが、信州の環境にやさしい農産物認証についている方5割削減というなかで、7割プラス2割の9割補填。有機農業で行っている方については、国の7割に対して3割加算して10割補填で、合計2億2700万円ということです。長野県に対してどのくらいの予算がきたかというと、国で13億9449万円。合わせて16億2149万円が肥料の高騰対策に充てられる予算がついたということです。これについてはメニューがあってまた農協を通じて申請をお願いします。キノコの栽培培地高騰緊急対策これについては、県で4億2130万5千円、これも100%国からコロナ対策臨時交付金でまかなくいうことですが、キノコ培地の生産者には、価格高騰前の基準額に対して価格高騰後の差額の一部を補填するということでございます。これもまたそれぞれ農協が取りまとめるということになっておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>コロナが収まりそうになってきましたが、また増えてきたという状況ですが、そんなに時間をかけないで議事を進めたいと思いますので、よろしくご協力を願いいたします。</p>
議長	事務局より経過報告をお願いします。
事務局	【事務局より資料に基づき経過報告】



議長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	欠席委員は飛澤委員さんです。
議長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させて頂きます。</p> <p>それでは、議席番号11番 沼田委員さん、12番 佐藤委員さんにお願いいたします。</p> <p>これより、農地議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は4件です。</p> <p>議案第1号について、受付番号33番から36番は所有権の移転に関する件です。</p> <p style="text-align: center;">【 所有権移転 受付番号33番～36番 議案書をもとに朗読と説明 】</p>
議長	<p>ご審議お願いします。</p> <p>ありがとうございました</p> <p>それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p> <p>33番の補足説明をお願いします。</p>
4番	<p>3ヶ月前の総会で、千曲市に移住した〇〇さんから〇〇さんが古民家を取得しまして、そこに付随する畠が3条申請で承認されていますが、その際〇〇さんが第三者に貸していた農地が返却されてきましたので、畠と一緒に取得するもので、サラリーマンである〇〇さんは父親と一緒に耕作をするということで問題はないと思います。</p>
議長	34・35番の補足説明をお願いします。
5番	<p>34番については〇〇さんがご高齢のため引っ越しされたようです。土地を整理したいということで、ご親戚の〇〇さんの住宅の両脇になりますがその土地を譲り渡すということです。</p> <p>35番は、申請された〇〇さんの畠が〇〇さんの住宅に隣接していて、〇〇さんの住宅の土地を〇〇さんが取得するのにあわせてその土地も取得したいということです。〇〇さんの物置の雪が落ちるためその畠を借りていたこともあります、以前は〇〇さんの母親が耕作をしていたが、耕作ができない</p>



	くなつてからは〇〇さんが管理をしていたようです。今回住宅に隣接していることもありますので利便性があるということで購入されるということです。
議長	36番の補足説明をお願いします。
6番	〇〇さんの農地のそばです。以前より借りていた土地のようですので、特に問題はないと思います。
議長	それでは推進委員の皆さんにお聞きします。全体を含めてご意見がございましたらお願いします。 他ご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は1件。 【受付番号 12番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	12番の補足説明をお願いします。
11番	今は車庫がないので、雨が降っても外で作業をしなくてはならないということです。細い土地で本当に車庫が建つかなと思われますが、その右側にもともと建物があって、それを壊しまして大きめの車庫を作りたいというお話をでした。
議長	推進委員の皆さんご意見ご質問等がありましたらお願いします。 全体でご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「決定農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。



議長	次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明お願いします。
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 355番～387番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 388番</p> <p style="text-align: right;">議案書をもとに朗読と説明】</p>
	以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願ひします。
	(質問・意見なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地形状変更届の受理について」</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願ひします。</p>
11番	農地形状変更ですが、これからこういう案件が増えてくるのかなと予想している感じがあります。これは個人の資金なのか、それとも何か助成を使うのでしょうか。
事務局	今回のケースは、個人の所有地でなく借りている土地になります。借り手が形状変更をして3枚の水田を1枚にするということです。財源は、小規模基盤整備の事業があるので、それを使って行うものです。
11番	集積に寄与する形だと思うので、こういった形で地域の人の水田が作りやすくなってくれればいいなと感じたので、こういう補助があることを農業委員としてPRはしていかなければならない部分だと感じました。



事務局	<p>補足をいいでしょうか。</p> <p>基盤整備事業も色々な種類があり、今回のケースは市の事業を使ってやつておりますが色々あります。柳原地区農業再生センターでは、県の担当者に来ていただいて、基盤整備事業についての説明会を夏に開催しました。基盤整備事業の特徴など詳しく説明できるので、各地区の再生センターでそういう要望が出てくれば、実際に説明会を開催できますので、よろしくお願ひします。</p>
11番	各地区の再生センターで話を聞いたり、耕作者と一緒に話が聞けるといいかなと思いますので、ぜひそういう機会をお願いいたします。
議長	よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。
会長	次に協議事項にはいります。
事務局	<p>(1) 農地相談の実施について</p> <p>例年行っている農地相談です。12月9日に予定しています。今まで農地相談として行っていたものに新規就農相談のタイトルも位置づけてやっていきたいと思います。農業委員さんの最適化推進事業の中に、新規就農相談会への参加があります。国や県、農業会議が主催するところに参加をするとあるのですが、なかなか開催されないので、農地相談に位置づけをして相談にのっていくという方が現実的ではあると思いました。農地相談については、今までどおり行っています。新規就農相談については、相談者が来たら担当職員に連絡をするという体制にします。11月の市報に掲載、防災無線で周知します。</p>
会長	農地相談は12月9日です。当番は資料のとおりです。
事務局	<p>(2) 農業委員会視察研修について</p> <p>詳細は別紙のとおりです。</p>
会長	次に報告事項にはいります。事務局よりお願ひします。
	<p>(1)～(2)【事務局より連絡】</p> <p>全体を通じてご質問、ご意見はございますか。 (意見、質問なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして10月の農業委員会の総会を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議長 松永 晋一

11番 沼田 浩子

12番 佐藤 弘子